

第6回教育委員会定例会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称		教育委員会定例会
事務局（担当課）		教育総務部教育総務課
開催日時		平成21年6月9日 午後2時00分
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	三神 和子（委員長）、加藤 正克（委員長職務代理者）、 清田 明、廣田 悦造、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、 学校施設課長、統括指導主事2名
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主任主事、教育総務課 文化財係学芸員
公開の可否		公開 傍聴人数 2人
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第		<p>1. 第36号議案 豊島区文化財保護審議会委員の委嘱について</p> <p>2. 第37号議案 豊島区文化財保護審議会への諮問（文化財の登録）について</p> <p>3. 第38号議案 国登録有形文化財の推薦について</p> <p>4. 第39号議案 豊島区立学校運営連絡協議会（6，7月開催校）委員の委嘱</p> <p>5. 第40号議案 臨時職員の任免</p> <p>6. 協議事項 旅館業営業許可について</p> <p>7. 報告事項 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則を一部改正する規則について</p> <p>8. 報告事項 学校ICT環境整備事業について</p> <p>9. 報告事項 豊島区立西池袋中学校の基本設計について</p> <p>10. 報告事項 豊島区立西池袋中学校（他2校）仮校舎建設について</p>

審議経過

委員長)

第6回教育委員会定例会を始めます。本日の署名は加藤委員と清田委員にお願いいたします。なお傍聴希望のかたが2名いらっしゃいますがよろしいでしょうか。

(委員全員了承)

(1) 第36号議案 豊島区文化財保護審議会委員の委嘱について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

教育長)

委員の中に昭和の時代から長く務めている方がいらっしゃいます。学職経験者の先生たちの間口の問題もあると思いますが、委員歴が長きに渡る理由はあるのでしょうか。

教育総務課長)

委員の先生たちは豊島区の文化財について熟知されている方々です。各自治体でも同じように文化財保護審議会は設けられておりますので、委員の先生方も限られてきてまいります。こういった事情により、長きに渡って委員をお願いしております。

教育長)

民俗学を研究している先生は他にもいると思うのですが、この先生でなければいけない理由はあるのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

この先生は文化財保護全般に造詣が深い先生です。特に国立民俗博物館、国立歴史民俗博物館にお勤めの経験もあり、文化庁や文部科学省にパイプをお持ちの方でもあります。ですから文化財保護行政に関して専門の民俗学の分野以外にもご指導をいただけます。他にも豊島区の民俗事情を研究している先生はいらっしゃいますし、もう少し若い先生もいらっしゃいますが、現在の状況を考えると、同じ先生にもう1期お願いしたという経緯でございます。

委員)

文化財保護審議会は年に何回開催されているのでしょうか。また、報酬はいくらなのでしょう。

教育総務課長)

委員会は年に4回ありまして、諮問と答申を2回ずつ行います。会長が19,500円で委員は17,500円になります。

委員)

月給なのでしょう。

教育総務課長)

報酬はそれぞれ1回につきということになります。

委員長)

業績の書き方についてですが、委員の先生方の著書については、出版社名と出版年をつけたほうがいいと思います。編著の場合や部分的に携わった場合はどの部分かを具体的にしたほうがいいと思います。

委員)

豊島区文化財保護条例の第二条に「文化財」とは次に掲げるものをいうということで六項目の記載があります。これに合わせて委員は6名なのでしょうか。

教育総務課長)

委員の人数は豊島区文化財保護条例第二条の六項目に合わせてというわけではなく、およそ豊島区登録文化財の種類に配慮した構成にしています。

委員)

例えば豊島区文化財保護条例第二条の二項にあるように、古いものだけでなく芸術性のある文化財もあると思います。そういった分野の専門性に富んだ人材の確保についてお考えはないのでしょうか。

教育総務課長)

芸術性のある文化財については今後でてくることもあると思います。その場合はそういう分野の先生にご意見を伺い参考資料にするというような方法を工夫したいと考えています。

委員長)

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第36号議案了承)

(2) 第37号議案 豊島区文化財保護審議会への諮問(文化財の登録)について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員)

諮問書に出土した遺物は近世の陶磁器とあります。産地はどこなのでしょう。

教育総務課文化財係学芸員)

有田焼のものが主に出土しています。瀬戸物は幕末にならないと出土してきませんので、出土もわずかです。その他の陶器としては、京都、備前、丹波など日本全国からの焼き物が入ってきていることがわかります。また桶型の土器は霞ヶ浦近辺の特徴を備えておりまして、これが東京から出土するのは大変めずらしいケースです。

委員)

桶型の土器が東京から出土するのはめずらしいとのことですが、主にどちらから出土するのが普通なのでしょう。

教育総務課文化財係学芸員)

今まで出土した事例といたしましては、霞ヶ浦の北岸で多く出土しています。

委員)

陶磁器は肥前産のものが出土したとのことですが、日常生活で使われていたものや床の間に財宝として置かれていたものなどすべて一緒に出土したということでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

今回出土したものは、日常生活で使われていたものがほとんどでした。出土した状況としては、地下室に遺物を捨てたような状況で、財宝を捨てたということではないと思われます。

委員)

登録理由のところに19世紀初頭の屋敷地再編に伴って、陶磁器をはじめとする生活道具が大量に廃棄されたことが明らかとなったとありますが、これは何を基に推測されたのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

屋敷地再編があるからといって必ずしも遺物を捨てるというわけではありません。ただ当時は現在ほど物流の力がないので、引越の際は生活道具を捨ててしまうことが多いようです。今回調査した場所が府中藩にずっとあった場所なのか、烏山藩に1回移って府中藩に戻ってきた場所なのか、今回は細かい検討はしませんでした。烏山藩がここから引越す際に捨てたものなのか、府中藩が戻ってきてゴミとして捨てたのかは判断に迷うところであり、しかし府中藩独特の土器が出土していますので、府中藩が新たに土地を手に入れてゴミ捨て場として捨てたということが考えられます。

教育長)

須恵器や土師器が出土したとのことですが、豊島区の歴史を知る上で重要な手がかりとなっているのか、また他の遺跡との関連はいかがなのでしょう。

教育総務課文化財係学芸員)

縄文土器や須恵器、土師器は非常に小さな破片です。遺跡の立地としては、現在の大塚駅のところに谷端川という川が流れておりました。北大塚遺跡は、その川に向かう斜面にあります。大名屋敷は郊外の別荘という位置づけでございまして、川が望める風光明媚な所を選ぶという特徴がございまして、縄文時代や古墳時代を通して川に近く風通しがよい立地が好まれます。遺物は採取できているのですが、竪穴式住居などの遺構は発見されておりません。ただ立地としてはそういった遺跡があってもおかしくないと考えられています。近世より後に屋敷を作る際、土を削りとったり盛り上げたりする作業をかなりしておりますので、古代の痕跡を見つけるのが困難という現状があります。

委員)

調査報告書によると、北大塚遺跡は試掘とあります。これは今後これからくわしい本調査をするということでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

調査報告書は誤りです、すでに本調査は行なっておりますので今回で調査終了ということになります。

委員)

廃兵院とは何を指すのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

これは日露戦争後、けがをした兵士が療養し、社会復帰をさせるための施設です。これは当時の人にとっても言葉としてはかなり衝撃的だったようで傷兵院と名前が改められました。昭和の戦前ぎりぎりまで名前は変えられませんでした。

委員長)

この件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第37号議案了承)

(3) 第38号議案 国登録有形文化財の推薦について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

この人物所有の建物を国登録有形文化財として推薦するということでしょうか。それともこの人物が名誉ある人なので所有の建物を国登録有形文化財とするということでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

国登録有形文化財に推薦するときは所有者の方から名前の申し出を受けて、豊島区教育委員会や東京都教育委員会と相談しながら建物の名前を決めます。現在の所有者のお父様がフランス文学の先生でして、フランス留学から帰国する際、蔵書などの荷物は貨物船で運んだのですが、火災で蔵書は全部焼けてしまいました。本は学者にとって財産ですから、二度とこういう思いはしたくないということで鉄筋コンクリートの書斎を作りました。こういった経緯から蔵書と建物の所有者が密接に結びついた重要性があるので、個人名をつけて建物の命名をさせていただきました。

委員長)

では建物が国登録有形文化財ということですか。

教育総務課文化財係学芸員)

そうでございます。

委員)

豊島区で個人の家が国登録有形文化財というのはあるのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

今回が初めてでございます。

委員)

以前学習院大学の建物が国有有形文化財登録に推薦されたときに外観が重要視されるとのお話でしたが、今後区民の方に公開したり、内部見学ができるようになったりするのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

所有者の方は建築・建物の価値をご認識していらっしゃると思います。ただ現在もお住まいでいらっしやいますので、常時公開ではなく、例えば豊島区の行事等で期間限定にして公開

見学をしようという話をしているところでございます。

教育長)

資料にある白黒の焼跡の写真は資料としてはどの程度の歴史的な価値があるのでしょうか。また内装の写真を見ると、当時としては和洋折衷という文化的特長も兼ね備えていると思いますが、こういった面からも価値が高いということでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

空襲直後の写真は警察庁の方が調査のために撮った写真が数百枚あることが有名です。その中に豊島区の写真ももちろん含まれていますが、ただ区民の方が撮った写真についてはこの写真を除いて豊島区内では6枚しかありません。フィルムや現像液も良いものではないのでぼけていて状態はよくないですが、空襲翌日の写真ですので非常に価値が高いです。資料の写真はそれに次ぐものとされておりまして、豊島区が受けた戦争を語る写真としては非常に貴重です。郷土資料館においても戦争の資料については収集してきておりますが、この写真も歴史的に非常に価値があるので、多くの区民にご覧いただきたいと考え交渉をしているところでございます。

旧宅の内装についてですが、昭和初めにできた鉄筋コンクリート造りの和の書斎でかつ内部の意匠については洋装であり、戦前の和洋折衷の典型的な例でございます。国登録有形文化財は基本的には外観を保存していくという制度ですが、内部を別の目的で使ったり、住居として使用するというように、使いながら保存していくという趣旨で比較的多くの建物を保存していこうという発想です。この旧宅は書斎や茶の間、座敷も含めて当時の内装が非常によく残っておりまして、トイレについても漆塗りで当時のものです。内装もきちんと保存をしていただき、ゆくゆくはもう少し上位の文化財としていきたいと考えております。

教育長)

こういった写真の保存や証言を重ねていくことは大事だと思います。広報等に載せたり、記録として残して子どもたちに平和の大切さを伝えていってほしいと思います。

教育総務課文化財係学芸員)

郷土資料館に保存収集するだけでなく、当時の状況の聞き取り調査等をして情報の蓄積に努めていこうと思います。また文化財係と郷土資料館の学芸員は人事交流の対象となっておりますので情報交換等もスムーズに行なえます。情報の蓄積と公開に努めていきたいと思います。

委員)

国登録有形文化財に指定されると、管理費や修理費等はどうなるのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

文化財保護法によると、保存の責任は所有者というのが大原則です。国登録有形文化財に指定されると8分の1、東京都登録有形文化財ですと4分の1を区で補助しないといたけないとなっておりますが、国登録有形文化財の補助は国ですべて行なっています。修理工事における設計管理費の2分の1の補助が国から出まして、その他としては固定資産税や

相続税の減免の対象となります。

委員)

具体的にはどれくらいまで補助されるのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

ケースバイケースですが、豊島区の場合は補助金の要綱で定められていて上限が500万円です。かつて500万円満額支出した補助金の例は明日館の全解体修復工事のみです。また長崎富士塚の山を3年に1度修理工事をしておりますが、30万円くらいの支出となっております。

委員)

所有者は住み続けるということならば、補修修繕費用を所有者は支出するのでしょうか。教育総務課文化財係学芸員)

外観の修理については、設計管理の2分の1は国の負担、残りの半分は所有者負担になります。それ以外の費用は所有者負担になります。

委員長)

イギリスのナショナルトラストの例を見ると、修理費や税金面において問題になっています。これからの展望として、こういったことも考えていかなければいけないと思います。教育総務課文化財係学芸員)

個人のお宅の国登録有形文化財の登録の申請がもう1件きております。区内においても大変貴重な建物ですので、建造物の保存や保修の方法については諸方面と検討していきたいと思います。

委員)

国登録有形文化財に指定されると、修理をするにおいても国の許可が必要ということでしょうか。文化財となると、無断で見にきたりする人もいると思います。

教育総務課文化財係学芸員)

文化財に指定されると修理などの制限があることを所有者に十分に説明されてないということが以前はありましたが、現在は変わってきております。基礎的構造に影響がなければ、都道府県、市区町村に連絡相談すればよいことになっています。文化財に指定されたときには、市区町村からこういったことを所有者にきちんと説明しています。

委員長)

この件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第38号議案了承)

(4)第39号議案 豊島区立学校運営連絡協議会(6、7月開催校)委員の委嘱

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

保護司に議員を兼ねている方がいらっしゃると思います。副職は認められているのでしょうか。

教育指導課長)

議員の方の中には保護司であるかたもいらっしゃいます。職業としてではなく委嘱をされて支援を必要としている子どもの保護観察等の活動をしていらっしゃいます。

委員長)

この学校の地域に他に保護司はいないのでしょうか。

教育指導課長)

他の保護司もいらっしゃいますが、私の知りうるところではその方も議員でございます。

委員)

役職の記載がさまざまです。議員であり保護司である場合はどちらを記載するべきか統一したほうがいいと思います。

教育指導課長)

保護者であったり地域の有識者であったり地元の代表であるということで学校から推薦をいただきました。昨年度も同様に要綱に基づき委嘱をしました。

委員)

役職が重なっている方もいると思います。役職をすべて記載したほうがいいのではないのでしょうか。

教育総務課長)

保護司の中には町会長や民生委員を兼ねているかたがいらっしゃいます。

委員)

本人が保護司という役職名での記載を希望したのでしょうか。

教育指導課長)

校長が委嘱をお願いしたい立場の役職名が記載されているということです。

教育長)

ケースバイケースで学校教育と密接に係ってきた方たちですので、校長がそういった実績や情報から委嘱をお願いしたということです。教育に関してご意見を頂戴したいということだと思います。しかし、教育は中立的立場で行なわれるものですから、一般区民から誤解を受けないような要綱上の整理が必要です。役職の記載の仕方などがきちんと配慮されるように要綱に記すべきだと思います。

教育指導課長)

要綱については今後十分に検討して、学校の在り方とも連動させて再度策定していきたいと思います。

委員長)

例えば議員は第3条のどこに該当するのでしょうか。地域有識者なのかそれとも、その他校長及び園長が必要と認めた者になるのでしょうか。

教育指導課長)

要綱上のどこに該当するかというのは学校から定められているわけではありませんので推測の域でしかございませんが、地域の有識者という立場でご推薦があったのだらうと思います。

教育長)

推薦をするにあたり、第3条のどこに該当するかというのをはっきりさせた方がいいと思います。基準性が明確でないと委嘱をするにあたり誤解が生じてしまいます。要綱を設置する際にこういったことを検討していただきたいと思います。

委員)

年齢や任期についてもきちんと要綱で定めるといいと思います。

教育指導課長)

先日児童民生委員との会合がございまして、学校運営連絡協議会のような会議においては人数制限があったほうがいいという意見もございましたし、任期を絞ったほうがいいというご提言もいただきました。こういったことを踏まえて要綱を改正し、教育委員の先生方から意見をいただきたいと思います。

教育総務部長)

昨年度より教育委員会からの委嘱となり、人数についても適切な人数を示してまいりました。今後のために役職の記載の仕方や第3条のどこに該当するのかという選出区分について基本的なスタンスを決めていきたいと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第39号議案了承)

(5) 第40号議案 臨時職員の任免

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問はありますか。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第40号議案了承)

(6) 協議事項第1号 旅館業営業許可について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等がありますでしょうか。

委員)

本来の使い方とは違った使い方をしてしまう場合もあると思います。書面ではどのように取り決め等をするのでしょうか。

教育総務課長)

書面ですることは難しいので、施設の管理者に意見を聴き、現地調査をします。その結果として許可をするかしないを決めることになります。

委員)

建物は既存のまま、以前も許可されているようですが、前回は新築で許可されたということでしょうか。

教育総務課長)

昭和61年9月16日付けで初めて照会され、昭和61年9月24日に回答をしております。

教育長)

前回の照会が昭和61年ですので、21年以上経過しています。図書館が補助執行されて区長部局へ移動したので、施設を管理する側と申請許可をする側が違うという状況にあるとき、長い年月を経て誰がきちんと責任を持ってチェックをするかということは大事なことです。今後もこのような申請はあると思いますが、所管課の方から視察、確認をして申請を出すということをしていくべきです。教育・社会教育施設は児童・生徒が使用する頻度が高いですから、安全性の確保は大事だと思います。

教育総務課長)

旅館業の営業許可は保健所がいたします。旅館業法の第八条の二にもあるように、一旦OKと回答したけれども、状況が変わってくれば意見を述べることができます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 協議事項了承)

(7) 報告事項第1号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則を一部改正する規則について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等がありますでしょうか。

委員)

これは手当が下がるということでしょうか。

教育総務課長)

そうでございます。一般職員が0.05ヶ月、管理職が0.1ヶ月、再任用職員が0.05ヶ月下がるということです。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(8) 報告事項第2号 学校ICT環境整備事業について

<学校運営課長 資料説明>

委員長)

ご質問等がありますでしょうか。

委員)

平成21年度中に校内LAN整備率を100%にするのでしょうか。

学校運営課長)

国は平成22年度中に100%にするようにとしています。校内LAN工事は単年度では難しいということで2ヵ年かけて実施していいということになっています。最終的な達

成は平成22年度末になると思われます。

委員)

2011年の地上デジタル放送の移行の対応、対策については計画はあったのですか。
学校運営課長)

ございました。教育用テレビの視聴という考え方から申しますと、実際の教育活動でテレビとしての活用はあまりないという考え方に基づきまして、各学校1台の地上デジタル放送テレビを購入するというのが当初の計画でございました。ただテレビとしての活用ではなく、パソコンと周辺機器を連動させて各種モニターとしての活用が大幅にできるということで大きく考え方を変えました。

委員)

電子黒板とは実際はどのようなものなのでしょうか。

学校運営課長)

画面に教科書を映し出して、そこにマーカーを引いたり、印を付けたり、書き込むことができたり、それを保存することもできます。板書ですと書いて消してと時間がかかりますが、電子黒板により授業のスピードアップになり、児童・生徒の関心も高まるということで授業がとてもしやすくなると思います。

教育長)

電子黒板を使うことにより、学年間で教材を共有したり、学習の履歴をもう一度再現をして学習をし直したりすることができ、子どもたちの授業の興味や関心が高まり、学習効果に大きな意味を持つと思います。また小規模校の良さをアピールするためにも、モデル校に推薦して、学校支援にあてていこうと思います。

委員長)

使い方に慣れていない先生方もいると思います。教育指導課等で何か研修などは考えているのでしょうか。

学校運営課長)

学校ICT支援員という制度があり、これも補助金の対象となりますので、今後、申請をしたいと考えております。機器が入ってからは学校運営課において説明会等を行なおうと思っております。

委員長)

板書をする必要がなくなると授業の組み方も変わってくると思います。早々に機器が入るとなると、授業を根本に変える必要があるかなど検討していく必要があると思います。

統括指導主事)

今年度、情報教育推進委員会を立ち上げまして、学校の校長、情報教育に長けた先生方にお集まりいただき、年5回協議していきます。当初は情報モラルを中心にと考えておりましたが、今回こういった機器が入るということで、これを活用した指導の改善も含めて検討していきたいと思っております。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(9) 報告事項第3号 豊島区立西池袋中学校の基本設計について

(10) 報告事項第4号 豊島区立西池袋中学校(他2校)仮校舎建設について

<学校施設課長 資料説明>

委員長)

トイレは男女別になるのでしょうか。

学校施設課長)

今後は男女別で和式よりは洋式の数が多くなります。実施設計の中に学校の要望を取り入れていきたいと思えます。

委員)

洗面所についても、使い勝手のよいものにしていただきたいと思えます。

学校施設課長)

今後校舎についても50年くらいは使うこととなりますので、さまざまな方からの意見を伺いながら、設計に取り入れていきたいと思えます。

教育長)

安全・安心な設計ももちろんですが、エコスクールとしての体制を整えることも大事です。雨水を使ったり、地球環境に負荷を与えないような学校作りをしていくべきです。他の学校施設の見学も行なっているとのことですから、そうしたものを参考にしながら、ノウハウも生かして行ってほしいと思えます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(11) その他

新型インフルエンザについて

軽装通知について

(午後4時50分 閉会)